所沢市　緑 地 関 連 法 令 チ ェ ッ ク リ ス ト

所沢市内で森林の伐採や開発行為などを行う場合、以下の要件に該当すると行為の制限がございます。

確認年月日：　　年　　月　　日

確 認 地 番：　所沢市

① **「特別緑地保全地区」**の指定地である
　□いいえ　□は　い → 管理行為を除き、原則として木竹の伐採や開発行為などはできません

② **「埼玉県立狭山自然公園（普通地域）」**の区域内である
　□いいえ　□は　い → 対象行為に該当する場合、着手 30 日前までに届出

③ **「狭山近郊緑地保全区域」**の区域内である
　□いいえ　□は　い → 対象行為に該当する場合、着手前までに届出

④ **「地域森林計画」**対象の民有林である
　□いいえ　□は　い → 立木を伐採する場合、伐採 90～30 日前までに届出
　　→ 相続・売買などで所有者を変更する場合、変更日から 90 日以内に届出
　　※保安林や 0.5 ha 以上の伐採には、許可が必要となる場合があります

⑤ **「ふるさとの緑の景観地」**の指定地である
　□いいえ　□は　い → 対象行為に該当する場合、着手 30 日前までに届出
　　※所有権の移転などには、協議が必要となる場合があります

⑥ **「里山保全地域」**の指定地である
　□いいえ　□は　い → 対象行為に該当する場合、事前に協議が必要

⑦ **「市民の森」**の指定地である
　□いいえ　□は　い → 対象行為に該当する場合、事前に協議が必要

⑧ **「まちなかみどり保全地区」**の指定地である
　□いいえ　□は　い → 対象行為に該当する場合、事前に協議が必要

⑨ **「保存樹木・保存樹林」**又は**「ふるさとの樹」**に指定された樹木がある
　□いいえ　□は　い → 指定樹木を伐採する場合、事前に協議が必要

◎ **「緑化協議」**は所沢市街づくり条例に該当する場合に必要です
　　→ 同条例に該当する場合、開発事業申請時に緑化計画書の提出
　　※工場や 3,000 m^2 以上の開発には、届出が必要となる場合があります

本チェックリストは、みどり自然課が担当する制度のみを記載しています。

所沢市　緑地関連法令のご案内

各法令で定められた区域内で伐採や開発行為などを行う場合、対象制度に基づき行為の制限がございます。各制度の対象区域については、表１の方法でご確認いただけます。

また、対象行為などの詳細については、所沢市 HP「みどりに関する主な届出一覧」(右下の二次元コード)から、各ページをご覧ください。

表１：緑地関連制度の区域の確認方法

制度	確認方法
① 特別緑地保全地区	所沢市 地理情報システム
② 埼玉県立狭山自然公園	
③ 狭山近郊緑地保全区域	
④ 地域森林計画	みどり自然課[1]　（現況が森林のとき）
⑤ ふるさとの緑の景観地	埼玉県ホームページ
⑥ 里山保全地域	所沢市ホームページ[2]
⑦ 市民の森	
⑧ まちなかみどり保全地区	
⑨ ふるさとの樹	
⑨ 保存樹木・保存樹林	対象樹木又は樹林付近に看板を掲示
◎ 所沢市街づくり条例（緑化協議）	開発指導課　（開発事業を行うとき）

[1] 大規模(10 筆以上又は 0.5 ha 以上)な場合は「埼玉県川越農林振興センター」へ

[2] ⑥、⑦は概略のみ掲載のため、詳細は「みどり自然課」へ

● 埼玉県所管制度の問い合わせ先

以下の制度は、埼玉県が所管しておりますので、制度の詳細は、各県施設へお問い合わせください。

＊埼玉県立狭山自然公園、ふるさとの緑の景観地に関すること

埼玉県西部環境管理事務所　　電話：049-244-1250

＊林地開発許可、保安林に関すること

埼玉県川越農林振興センター 林業部　　電話：042-973-5620

本案内は、みどり自然課が担当する制度のみを紹介しています。

所沢市 環境クリーン部 みどり自然課
電　話：04-2998-9373
メール：a9373@city.tokorozawa.lg.jp

所沢市 HP
みどり自然課・届出一覧